

種別： G外秘（社員） Group Restricted Employees only
情報所有者：ネットイヤーグループ株式会社 規程所管部門

定 款



ネットイヤーグループ株式会社

第 1 章 総則

第 1 条 (商号)

当会社は、ネットイヤーグループ株式会社と称し、英文では Net Year Group Corporation と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ユーザーエクスペリエンス向上を支援する事業
2. 経営に関する総合コンサルティング事業
3. 広告事業
4. マーケティング事業
5. インターネットを利用した各種情報提供サービス事業
6. ウェブサイト及びデジタルコンテンツの設計、開発、運営並びに販売事業
7. ハードウェア、ソフトウェア又はSaaSの開発、製造、販売、輸出入、リース並びに保守サービス事業
8. 各種イベントの実施、運営事業
9. 店舗設計及び総合室内装飾のデザイン事業
10. 各種出版物の制作、翻訳、発行並びに販売事業
11. 通信販売事業
12. 顧客管理及び顧客支援事業
13. 労働者派遣事業
14. 有料職業紹介事業
15. 人材開発、教育並びに研修の企画及び運営事業
16. 当会社の子会社が実施する事業
17. 前各号に関する各種サービスの提供並びに代理又はあっせん、企画及びコンサルティング事業
18. 前各号に付帯する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第 4 条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、25,000,000 株とする。

第 7 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第 9 条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第 10 条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。第 11 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを

公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない

第 12 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 13 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年事業年度終了日の翌日より 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第 14 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除

き、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は11名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任議案は、累積投票によらないものとする。

4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第21条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要により取締役会長、取締

役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 27 条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者

を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 31 条（監査等委員会の招集権者）

監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。

第 32 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 33 条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 34 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第 35 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 36 条（選任方法）

当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

第 37 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条（報酬等）

会計監査法人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 39 条（会計監査人の責任限定契約）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計算

第 40 条（計算）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第 41 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号の定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

第 43 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第 44 条（配当金の排斥期間）

利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されな

いときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払いの配当金には、利息をつけない。

附則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第17回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第2条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第17回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第3条（削除）

前2条及び本条は、2026年6月30日をもって削除するものとする。

第4条（電子提供措置等に関する経過措置）

現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって削除するものとする。

（以上）

2016年6月22日 改訂

2022年6月23日 改訂